

事務連絡  
令和7年4月1日

都道府県知事  
指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
防災課 防災政策調整官

給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱2.（6）に定める漏水調査の取扱いについて

標記について、別紙「給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱2.（6）に定める漏水調査の取扱い」とおり行うこととされたので通知します。

なお、対象地方公共団体に対して、この旨周知をお願いします。

給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱2.（6）に定める漏水調査の取扱い

1. 交付の対象となる漏水調査

給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱第2.（6）に定める補助金の交付の対象となる漏水調査

- (1) 請負または調査委託に係るもの
- (2) 応援水道事業体による漏水調査（ただし、応援水道事業体から請求があったものに限る）

2. 漏水調査

漏水調査の作業例としては、下記のようなものが挙げられる。

（例）

- ・管路に通水し水量や水圧を確認することで、被災の事実や状況を確認する作業
- ・漏水調査機器により漏水位置を探知する作業

3. 漏水調査に係る経緯

標記の申請額について、請負または調査委託に係るものは実支出額とし、応援水道事業体による漏水調査は、被災水道事業体と応援水道事業体との間で応援活動に要する経費の負担に関する協定が締結され、被災水道事業体の負担区分として定められた請求額（漏水調査に限る）とする。

4. 事務手続き

漏水調査に係る経費は、別記様式第一及び第二の「漏水調査」欄に記入すること。